

令和5年度 第3回 福井・坂井地域医療構想調整会議 福井分科会	資料3
令和6年3月12日（火）19時～	

病床数増加計画に関する対応について

「医療法人清風会 吉田医院（福井市順化）」病床増床計画

令和5年8月4日
地域医療構想調整会議 福井分科会 資料

■ 許可病床数

区分	一般	療養	精神	結核	感染症	合計
現状	13床	6床	—	—	—	19床
増床後	30床	10床	—	—	—	40床

■ 機能別病床数（地域医療構想対象の一般・療養病床）

区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床	合計
2022年	—	13床	—	6床	—	19床
2025年意向	—	15床	15床	10床	—	40床

■ 病床稼働率（許可病床ベース）

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
90%	80%	70%	60%	70%

■ 平均在院日数

※病床機能報告から算出

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
122.5日	88.7日	114.7日	213.3日	今年度報告

■ 増床する病床

病棟名	病床種別	病床数	増床予定時期
一般病棟	一般	2床	令和7年4年
地域包括ケア病棟	一般	15床	令和7年4月
療養病棟	療養	4床	令和7年4月

■ 増床の内容（予定）

病床機能	診療報酬(入院料)	診療科	増床に必要な人員
急性期	検討中	検討中	検討中
回復期	地域包括ケア病棟 入院料1	整形外科・内科	医師1人、看護師3人、 理学療法士2人、 作業療法士1人
慢性期	療養病棟 入院料1	外科・内科	医師1人、看護師3人、 理学療法士1人

■ 増床が必要な理由・経緯

- ・福井市中心部では、急性期や回復期医療の需要、細やかな患者のニーズに対応できる医療機関が不足しているため。

■ 増床によって提供する医療の内容

- ・これまでの一般外科・内科・小児科に加え、整形外科・形成外科・眼科などの専門医により幅広く手厚い医療を提供

■ 提供する医療内容が地域にとって必要であることの説明

- ・急性期治療を必要とする治療を受けるためには、特に高齢者が郊外の病院を受診しているのが実情
- ・医療過疎となりつつある福井市中心部において、当院はこの需要に応え、質が高く幅広い医療を提供

■ 増床が地域医療構想の推進に資する理由

- ・地域包括ケア病棟を含めた回復期病床や慢性期病床を増床し、県立病院等の大病院から幅広い疾患の退院患者を受け入れる。

■ 事業譲渡など増床を実現するための手法

- ・休止病床や閉床見込みの病床を有する他の医療法人から当該病床の事業譲渡を受け、増床を実現する計画

■ 増床に必要な人員の確保計画

- ・2025年4月の増床計画までに専門医6人体制の確保を予定
- ・各診療科で段階的に必要な医療スタッフを確保する計画

■ 増床に必要な施設・設備の整備計画

- ・増床に必要な土地は確保。手術室やリハビリ室等の拡大、CTやMRI等の検査機器の整備にも今後投資を予定

<p>病床数増加計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 急性期（13）、慢性期（6）有床診療所 → 急性期（15）、回復期（15）、慢性期（10）病院開設 外科・内科・小児科に加え、整形外科・形成外科・眼科など専門医により幅広く手厚い医療を提供 地域包括ケア病棟を含め回復期病床や慢性期病床を増床。県立病院等から幅広く退院患者を受入れ 休止病床や閉床見込みの病床を有する他の医療法人から病床の事業譲渡を受け、増床を実現
<p>前回調整会議の協議結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福井・坂井医療圏は、病床過剰地域であるため、増床計画については慎重に対応（福井市内での増床は、他の医療圏からの患者流出と医療偏在の拡大が懸念） <u>当該増床をしなければ、地域の入院医療が成り立たないなど具体的な理由が必要</u> <u>今回の計画には、福井市内で整形外科を標榜する医療機関における病床稼働率の状況など、増床が必要な具体的な根拠が示されていない。</u> このため、提供する医療の内容を明確にするとともに、その内容に関する地域の病床の状況を明らかにするなど、計画の再提出が必要



<p>吉田医院の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病院の開設、現在の有床診療所に加えもう1か所所有床診療所を開設、現在の有床診療所に加え介護医療院を開設など将来の経営形態を検討中であるが、<u>病院の開設が当面の強い希望</u> 病院の開設、有床診療所の開設にかかる病床の事業譲渡については、見込みが立っていない状況 <u>病院開設の必要性、データの整理などについて引き続き協議していきたい。</u>
-----------------------	---



<p>【対応（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業譲渡の目途がついていないことやデータ等の整理ができていないため、現時点では病院開設の妥当性判断は困難 2025年の対応方針は「増床（病院開設）」としているが、病床の事業譲渡の実現可能性、病院開設の必要性などを調整会議で議論し、合意を得ることが条件であることを補足欄に明記 	
--	--

病床数増加の必要性検討と今後の対応（案）

病床数増加の必要性検討

- 医療法人清風会 吉田医院から提出があった病床数増加計画によると、増床を希望している21床に係る診療科は、外科、内科および整形外科である。
- 福井地区において、外科、内科または整形外科を標榜する病院および有床診療所の病床稼働率などは次のとおり。

区 分	令和元年度（新型コロナウイルス流行前）				令和4年度（新型コロナウイルス流行時）			
	機関数	許可病床数	在院患者延べ数	病床稼働率	機関数	許可病床数	在院患者延べ数	病床稼働率
病院	20	2,594床	793,642人	83.8%	20	2,474床	756,663人	83.8%
有床診療所	18	340床	78,606人	63.3%	18	316床	67,004人	58.1%

備考1 病院における許可病床数、在院患者延べ数は、病床機能報告で主とする診療科について、外科、内科または整形外科を記載している病棟を抽出

備考2 有床診療所については、施設全体を1病棟として捉えるため、病床機能報告における許可病床数、在院患者延べ数をそのまま抽出

備考3 病床稼働率は、在院患者延べ数÷（許可病床数×365日）として算出（休止中の許可病床数は除いて算出）

- 特に有床診療所の病床稼働率は低く、病院においても病床に余裕がないとは言えず、福井市内において外科、内科または整形外科に関する病床が不足している状況にはないと考えられる。

今後の対応（案）

- 現時点では福井・坂井医療圏が病床過剰地域であることと、福井地区において外科、内科または整形外科に関する病床を増床する必要性はないと考えられることから、今回の病床数増加計画には理由がない。
- 医療法人清風会 吉田医院に対して、まずは地域医療構想に係る対応方針（案）の見直しを求めることとしたい。
- 対応方針（案）の見直しは義務付けできないため、病床数増加の許可申請書が提出された場合は、医療法に基づく勧告を行いたい。

【参考】基準病床数制度について

目的

- ・基準病床数は、地域ごとの病床数の整備の目安であるとともに、病床増加を抑制する規制基準
- ・病床整備について、「病床過剰地域」から「非過剰地域」へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療提供体制を確保
 - ※「病床過剰地域」とは、既存病床数が基準病床数を超える地域

仕組み

- ・都道府県知事は、国が定めた全国統一の算定式により基準病床数を算定し、医療計画に記載
(医療法第30条の4第2項第14号、医療法施行規則第30条の30)
- ・都道府県知事は、病床過剰地域における病院開設や増床について、公的医療機関の場合は許可しないことができ、それ以外の医療機関の場合は勧告することができる(医療法第7条の2、第30条の11)。
- ・都道府県知事が勧告をした場合、厚生労働大臣は、開設する病院を保険診療医療機関に指定しないことや増床する病床を保険診療の対象外とすることができる(健康保険法第65条第4項)。

【医療法に基づく基準病床数（一般病床および療養病床）】

二次医療圏	基準病床数	既存病床数 (令和5年10月31日時点)	基準超過病床数
福井・坂井	4, 237	4, 960	+ 723
奥越	416	391	△ 25
丹南	1, 344	1, 670	+ 326
嶺南	1, 230	1, 239	+ 9
合計	7, 227	8, 260	+ 1, 033

※ 既存病床数は、許可病床数から重度心身障害児（者）の受入病床を除くなど法令に基づく補正を行ったもの。

1. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応 (※ 過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床で構成される病棟)

- 都道府県は、当該医療機関に対して、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明を求める。
- 病床過剰地域において、当該病棟の必要性が乏しいと考えられる場合、都道府県は医療審議会の意見を聴いて、病床削減のための措置を命令（公的医療機関等を対象）又は要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）する。
- 再稼働しようとする医療機関の計画を把握した場合、当該医療機関の医療従事者の確保に係る方針、稼働している病棟の稼働率を上げたとしてもなお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かについて、地域医療構想調整会議において十分議論する。

2. 過剰病床機能に転換しようとする医療機関への対応

- 都道府県は、当該医療機関に対して、①都道府県への理由書提出、②地域医療構想調整会議での協議への参加、③医療審議会での理由等の説明を求める。
- 当該理由等がやむを得ないものと認められない場合、都道府県は医療審議会の意見を聴いて、病床機能を変更しないことを命令（公的医療機関等を対象）又は要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）する。

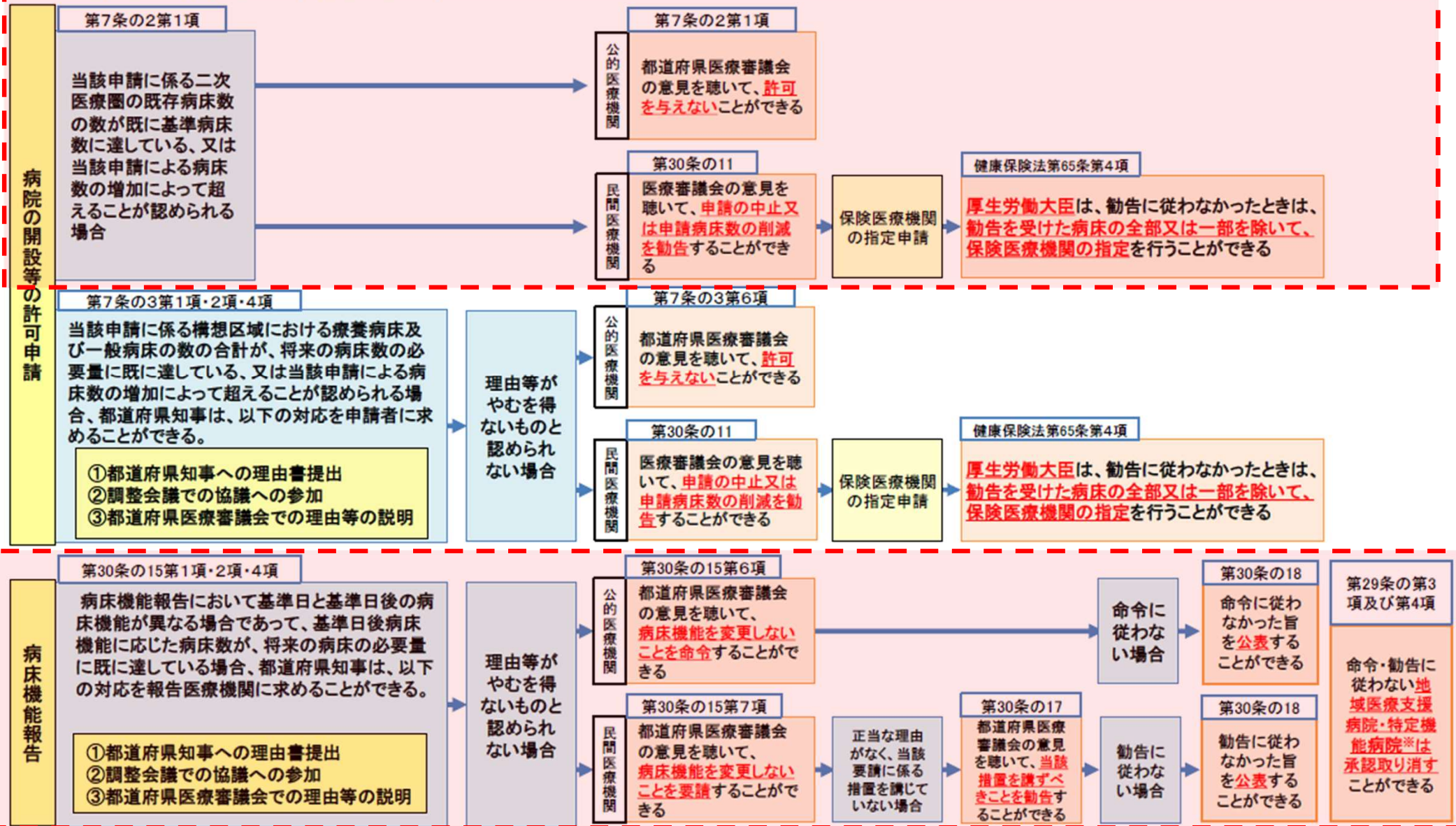
3. 病床数を増加しようとする医療機関への対応

- 都道府県は、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性、②新たに整備される病床が担う予定の病床機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性、③当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性等について説明を求める。
- 既存病床数及び基準病床数並びに将来の病床数の必要量との整合性の確保を図る必要がある場合は、医療審議会でも議論を行う。
- 都道府県は、病床過剰地域における開設や増床について、公的医療機関の場合は許可しないことができ、それ以外の医療機関の場合は勧告することができる。
- また、都道府県は、開設や増床を許可をする場合であっても、地域で不足する医療機能を提供する旨の条件を付与すること。

○ 都道府県知事には、医療計画の達成や地域医療構想の実現に必要な場合、以下の権限を行使することが認められている。

■ 過剰な医療機能への転換の中止等

【病床数増加対応】

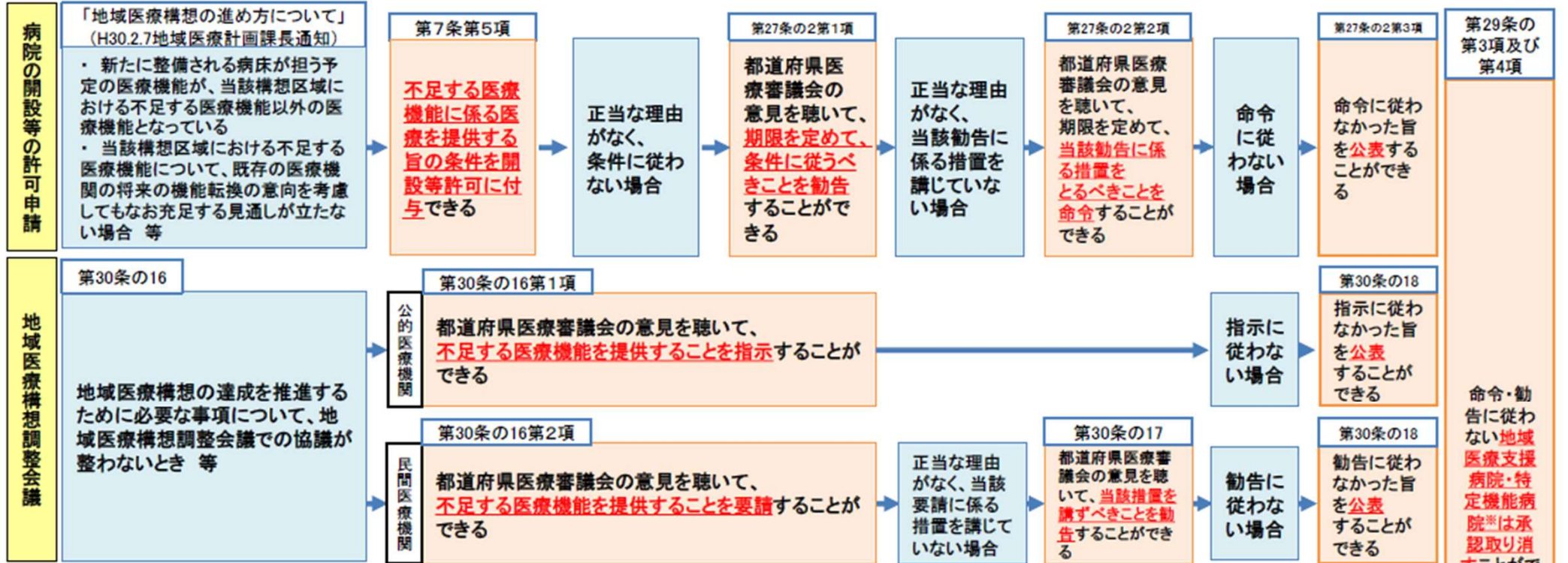


【過剰病床機能への転換対応】

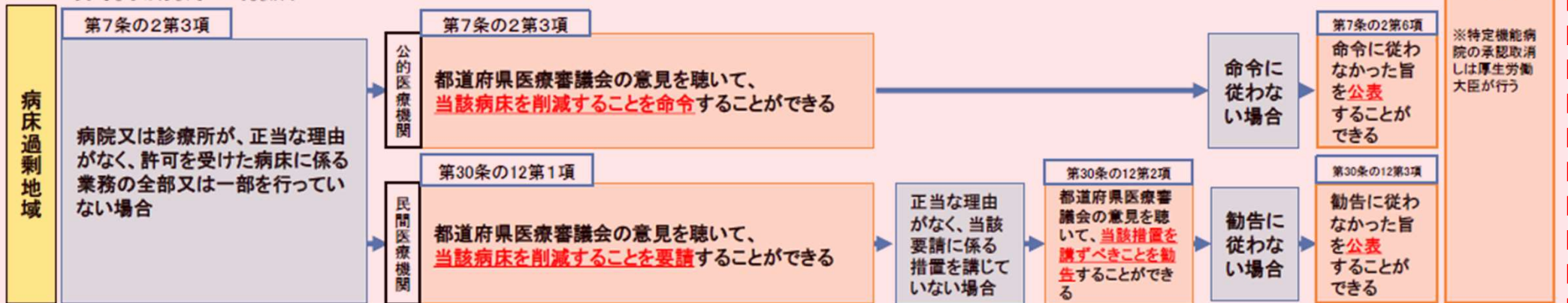
※特定機能病院の承認取消しは厚生労働大臣が行う

○ 都道府県知事には、医療計画の達成や地域医療構想の実現に必要な場合、以下の権限を行使することが認められている。

■ 不足する医療機能への転換等の促進



■ 非稼働病床の削減



【休止病床への対応】